

ベルシエ政権の一年と先住民族運動

青西 靖夫

はじめに

二〇〇五年一月一日、サンマルコス県のマルリン鉱山で利用される予定であった巨大な鋼管の運搬を阻止していたソロフ県ロス・エンクエントロスの農民に対して、警察と軍が介入し、農民側に一名の死者と多数の負傷者が出るという事件が起きた。直径七メートル重さ五〇トンもの鋼管を搬送するためには、ロス・エンクエントロスの歩道橋を撤去する必要があったが、住民はその歩道橋の撤去を認めず、またソロフ市の首長もどのような目的で利用するのか明確な説明を受けていなかったとして歩道橋の撤去を認めなかったのである。人々はこの巨大な鋼管が自分たちの地域での鉱山開発に利用されるのではないかと不安を抱いていた。

鋼管が地域住民によって差し止められるという事態を前に、政府は民間企業の利益のみを代弁し、「法治国家」の名の下に暴力的な排除を行ったのである。投資家のためには、法的な確実さが必要だといっているのである。

現在、グアテマラ各地で農村部に住む先住民族「ミソニティ」が十分な情報を有するにもかかわらず、ままに鉱山開発が進められようとしている。金属類に関する鉱山開発ライセンスだけで三二一、探査ライセンスに至っては二二二が

認可されているといわれるが、その開発地区が先住民族が居住する中央高地と大きく重なっているのである。二〇〇五年に入ってからソロフ県で鉱山開発関係者と見なされたソリスが地域住民に一時的に拘束されるといふ事件も起きていた。ソロフの事件もトトシパンの事件もどちらも鉱山開発に関する情報の不足から来る不安と政府の対応への不信感に於て生み出された事件である。一方的に政府によって鉱山開発のライセンスが認可され、開発が進められつつある事態を前に、地域住民は自らの手で自分たちの地域を守らねばならないのである。

この小論では、成立後一年を経たベルシエ政権を、鉱山問題を中心とした先住民族運動との関係で検討する。

ベルシエ政権と先住民族の権利

二〇〇四年一月にグアテマラ国大統領に就任したオスカル・ベルシエは、就任早々、一九九二年のノーベル平和賞受賞者であり、先住民族の権利運動の象徴でもあるリゴベルタ・メンチュウ氏を、和平協定のための親善大使に任命する。また真相究明委員会による内戦期の人権侵害に関する報告書が発行されて五年目の記念日であり、内戦被害者の尊厳の日でもある二月二五日には、ベルシエ大統領は和平協定の履行を政策の重要課

題として改めて取り上げるとを表明するとともに、内戦期の政府の暴力について謝罪を行っている。六月には内戦期に被害を受けた人々への補償のために設置された「戦後補償委員会」の代表に、グアテマラを代表する先住民族女性の人権組織「ナヒグア」連れあいを奪われた女性たちの会」のリーダーであるロサリーナ・トゥグア氏を任命している。また内戦期の人権侵害で悪名高い軍隊もベルシエ政権下で四割以上の削減がなされた。この他にも、この一年間で汚職対策、行政府内の腐敗撲滅などに積極的に力を入れてきた。

では、果たして和平協定履行を重要課題と見なしているベルシエ政権になつて先住民族協定の履行は進んだのであろうか。二〇〇五年一月に発表されたベルシエ大統領の初年度報告書に基づいて検討する。

二〇〇四年の活動報告のうち、和平協定履行に関する部分は約四ページである。その中で先住民族に関する部分は対話テーブル設置に関するのみであり、対話テーブルが扱つたテーマのうちの一つとして、先住民族と通文化（interculturalidad）が取り上げられているだけである。更には一三五ページに相当する一年間の活動報告全体の中では約二ページ「包摂と連帯」の中で扱われるに限られている。その二ページの報告も前政権期に設置された、差別と人種差別に反対する大統領府委員会「が関係機関と連携して行った活動の報告を除けば、現政権としての報告は、いくつかの先住民族組織と

対話を持したというものである。

注目されるのは、和平協定で用いられた多民族・多文化多言語国家という定義に代わり、通文化という言葉が多用されていることである。「通文化と連帯の新しい国家の構築」、「参加型民主主義に基づく包摂的な国家の構築…異なるエスニック民族グループ間における関係性の社会的実践としての通文化に基づく共存の必要性」、「通文化という概念に結びつく市民としての原則、異なることへの権利、多様性の中での一体性…共有された価値観、正統化された共存の規範、共通の制度と利害」。

「これは、通文化」という言葉を隠れ蓑に、統合政策をあらためて進めようとしていると読み取ることができらるだろう。先住民族協定が、国家的統一」という枠組みに閉じこめられているという限界はあるにせよ、多民族国家であることが謳われ、先住民族が、独自の制度を作り管理する権利、その発展を「コントロールする権利、政治的権利を自由に行使する真の機会を持つことへの権利」を認めていることと較べると、「」では、文化の違いは認め合つが同じ国家の同じ制度的な枠組みの中での一市民としての参加」に先住民族の権利が矮小化されているとみなすことができるであろう。

和平協定締結後の八年間で、「内容よりも形式的に進んだ」と評価されている先住民族協定の履行がベルシエ政権の一年間で大きく改善されることを望むのは難しい話ではある。しかしベルシエ大統領から和平協定に

ある先住民族の権利の尊重、多民族・多文化・多言語国家への積極的なイニシアティブを感じ取ることも出来ない。

また二〇〇四年八月に発表された中・短期の経済・社会政策として発表されたバマス・グアテマラ「Vamos Guatemala」行くぞグアテマラ」においては貧困層への集中的な投入、栄養・保健面での改善、教育の整備・向上など、農村部の貧困削減に向けて重要な政策を提示している。しかしながらバマス・グアテマラの二六ページの政策提案のなかでもインディヘナあるいはマヤという言葉は唯一付属文書の中に文化面での政策としての「マヤ・グラン・ニュージラムの立ち上げ」と先住民族聖地の法的な保護」のみに現れるだけである。

ベルシエ政権はよき統治を進め、貧困層へも配慮をし、教育にも資金を投入しようと考えている。しかしそれはすべて経済成長のための投資であり、外国資本を呼び込むための投資環境の整備なのである。しかし現実の農民の声、先住民族の声はベルシエ大統領の耳には届かない。

先住民族運動とベルシエ政権

グアテマラの農民組織そして先住民族組織にとってベルシエ政権の一年間は決して友好的なものではなかった。ベルシエ政権は就任直後から始まった占拠農園からの強

内戦と和平協定

グアテマラ内戦は一九九六年に終結するがその間に二〇万人以上の死者・行方不明者そして二〇万人の国外難民を生み出した。特にこの内戦ではゲリラ掃討の名の下に民間人、特に先住民族マヤに対する虐殺が繰り返され、真相究明委員会の報告によると、内戦下における人権侵害の九二%がグアテマラ国軍やその配下にあつた準軍事組織によつて行われたものであり、犠牲者の八三%がマヤ民族であつた。

この内戦はゲリラ勢力対政府軍の戦争に留まることなく国家によるマヤ民族に対する虐殺であり、マヤ民族の「マヤ」を物理的にも文化的にも「たすたす」に破壊しようとするものであつたのである。

一九六六年に締結された和平協定は、「包括的人権協定」、「内戦による難民の再定住協定」、「真相究明委員会の設置」など計六つの協定で主に構成されているが、その中に「先住民族のアイデンティティーと諸権利に関する協定以下先住民族協定」も含まれている。

先住民族協定前文において先住民族の権利とアイデンティティーのテーマは、グアテマラの現在と未来のための基本であり、歴史的課題であると位置づけ、グアテマラ国が多民族・多文化・多言語としての特質をもちことを認めている。先住民族に対する差別や搾取の歴史が、人々の権利の全的な行使と政治的参加を阻んできたこと、この問題を解決することがグアテマラ社会の発展には不可欠であることも表明している。また先住民族に直接関係する全ての問題は先住民族によつて、また先住民族とともに扱われなければならないとも定められている。

制排除と先住民族の声を無視した鉱山開発の推進といつこの大きな問題を引き起している。

「このどちらの事件も、先住民族の権利を尊重する前に、「法治国家」の名のもとで農民運動、先住民族運動が弾圧あるいは無視されたものである。農園を占拠せざる得ない農民の声、鉱山開発に抗議する人々の声はベルシエ大統領の耳に届くことはない。ベルシエ大統領にしては投資の妨げになるような農園占拠や鉱山開発への抗議などを受け入れることはできない。また経済の自由化とグローバル化の中で、より好ましい投資環境を整備するためには国家の安定と法的な秩序の確立も忘れることは出来ない。私的所有権の保護とそのための法の履行も外国資本導入には不可欠なものである。これがベルシエ政権とそれを支持する経済界の基本的スタンスである。

農園からの強制排除

二 四年一月二四日の大統領就任からわずか八日目、太平洋側の「スタースール」に位置する一つの「トヒー農園」で強制排除が行われた。強制排除の対象になったのは労働争議を原因として占拠が行われていた農園であり、その一つはベルシエ大統領の親戚が所有していたものである。それ以降、五月までにグアテマラ各地の二三の占拠農園で強制排除が進められた。それ以前の二年間で五カ所の排除が行われたに留まっていた^四ことを考

えると、新政権になってから占拠農園からの強制排除が急速に進められたことは明らかである。ポルティージョ前大統領は、地方裁判所による排除命令を警察に執行しないように求めていたと^五であり、その縛りがなくなつたとたんに大農園主の意向通りに裁判所も警察も動き始めたものと考えられる。

こつした強制排除は私的所有権の保護を名目に行われている。ベルシエ政権にして私的所有権が保護されることは資本家の投資環境を整備するために不可欠のものである。しかしその一方で農民や農園労働者の権利は踏みにじられる。強制排除にあつた農園の中には労働法に基づく農園労働者の権利が守られないことから、農園占拠といつ手段を取らざるえなかつたもいくつかの存在している。また、大農園主の土地所有権だけは「正当なものとして保護されるが、その土地が不正に入手されたと思われるケースも含まれているのである。しかし、法治国家」は農園主のためだけに奉仕するのである。更には強制排除の際には、農園のガードマンなどを含め、過剰な暴力が行使され、家々に加えて収穫物まで焼き払われたのである。

先住民族の土地が歴史的に奪われてきた経緯や農村部の貧困層にとつて、土地だけが唯一の生存の基盤であることなどは省みられることもなく、大農園主の私的所有権「だけが奉じられるのである。

サンマルコス県における金鉱山開発

グアテマラ西部、メキシコと国境を接するサンマルコス県は今、鉱山開発問題に大きく揺れている。一九九八年にカナダ系のフランスス社にちて行われた鉱物探査の結果、シパカパ市とサンミゲル・イシユタワカン市間に位置する地域に有望な金・銀の鉱脈が発見されたのである。その後フランスス社は米国系のグラミス・ゴールド社に吸収合併され、鉱山に対する権利も委譲された。そして二三年末、グラミス・ゴールド社は現地法人であるモンタナエクスプロロドーラ社を通じて、「マリリン」と名付けられたこの鉱山の探掘許可を得ることとなった。

【地域社会への波紋】

鉱山会社側は既に一九九八年から対象地域での土地買収を仲介業者を通じて開始しているが、地域住民は鉱山開発の話など何も知らないままであつた。村人たちは自分たちの痩せて松が生えるだけの土地に、考えたこともないような金額を提示されて、将来何が起るのかもわからないままに、土地を会社に売り渡してつたのである。その後、機械が入り、山が削られてつた。土地を売つたものの地域に残つた住民は鉱山会社を立てた「コロア」と称される住居に移り住み、雇用労働者となつてつた。

その一方で、鉱山開発が進みつつあることを知った周辺住民を中心に反対運動も広がり始める。二〇〇九年九月、地域住民の訴えに基づき、教会系の組織や住民組織そして環境保護団体が集まり、鉱山開発問題に関する意見交換を開始する。そのころまで地域住民周辺住民は何が進んでいるのか知らされてはいなかった。「鉱山ができる」といふことが何を意味するのかどのような影響があるのか、ほとんど情報を有してはいなかった。その後、地域の住民組織の連合体やサンマルコス教区社会司牧委員会などは協力して、命のための戦線」といふ鉱山開発に対する連合体を結成し、二〇〇四年二月にはシパカバにおいてデモ行進を行うなど、地域での運動を進めてきた。だが、現実には開発免許の申請は二〇〇三年七月には行われ、一二月には開発免許が既に認可されているのである。また世銀グループのインターナショナル・ファイナンス・コーポレーションによる融資も二〇〇四年六月には承認を待たずして完了した。

サンマルコス県の住民組織連合体アフ・チモル（AJCHMOL）の代表ボルフィリオ・バルトロは次のように語っている。

「鉱山問題は私たちにとって重大な問題です。鉱山が来て私たちの考え方や文化を破壊しつつあるのです。私たちは鉱山が出ていくことを求めています。私たち自身には何の利益もなく、害があるだけです。」「サンマルクスにはまだ山もあり、動物もいて、水もあります。しかし

こつしたものがすべて被害を受ける可能性があります。鉱山は私たちを更に貧しくするでしょう。利益はすべて外に持っていかれて、ここには病気や公害、森林破壊が残されるのです。」

「これは私たちの土地への侵略なのです。誰も私たちに許可を求めているのに、私たちの土地に勝手に入ってきたのです。また私たちの権利、原則を踏みつけています。私たちは土地とともにあり、土地は聖なるもの、母なる大地です。食べ物を生み出し、水を与えてくれる、そんな私たちの土地に対する侵害であり、私たちの土地とのつながり、そこにある生き方、考え方、アイデンティティを切り離すものなのです。」

鉱山と鉱山会社をもたらす地域社会の分断も大きな問題となっている。イシタウアカンでは土地を売り、鉱山で一時的な仕事を得ている村人、言うてみればもう鉱山しか頼りにできるものがない村人と、鉱山に反発する人々との二つのグループが生み出されている。会社側が地域リーダーや自治体関係者を買収しているとの噂もある。また鉱山開発によって既に地域内に特権的なグループも生み出されているという。

地域社会を分断してコントロールしようとする常套手段が、この地域が内戦の弾圧の時期から引きずっている抑圧的な空気、前首長の時に汚職問題をめぐる深化した住民間での対立の記憶などを抱え込みながら、地域社会をますますこわらしている。

【未来への不安】

鉱山開発はまだ始まったばかりであり、将来どのような事態が生じるのか、誰もわかっていない。もちろん鉱山会社側は都合の悪いようなどとは言つわけもない。公害も起きなければ、水質汚染もない、水源が枯渇するなどと言つてもない。しかし住民の不安は大きい。将来、青酸化合物を利用した溶解プロセスが開始された時に問題が起きないのか、水が汚染されるのではないか、病気が発生するのではないか。

それだけではない、二〇〇一年、二〇〇年と鉱山開発が続いたときに地域社会は、地域の「ミニシティ」はどのようなのか自分たちの文化はどのようなのか。

大きな問題は地域住民にとって非常に大きな変化を引き起こす鉱山開発が、地域住民に何の相談もなく進められていくことにある。

「我々の「ミニシティ」は何も知らされていないし、相談されてもいない。ましてや我々の自然環境、生活のあり方、そして文化を侵害する鉱山開発を承認した覚えなどない。」（サンマルクス県シパカバの住民組織による声明 2004.11.06）

イサバル県におけるマケル鉱山開発

グアテマラ東部のイサバル湖のほとり、エルエステールに

おけるツケル鉱山開発は外国資本による鉱山開発の先駆的なケースである。カナダ資本であるインコ社（Inco Ltd.）は一九六〇年代にグアテマラに参入し、エクスミバル社（Exploraciones y Explotaciones Mineras Izabal, S.A. [Exmibal]）を設立した。一九六五年にはインコ社の役員自ら草稿を作成したといわれる鉱山法が公布され、その数ヶ月後にはこの鉱山法のもとでエクスミバル社が最初の採掘権の認可を受けるのである。エクスミバル社は二六五平方キロメートル市のほぼ一割に当たる面積の四〇年間にわたる採掘権を認可された。しかし軍政下に不透明な形で進められたこの採掘権契約は、エクスミバル社に不当に利益を提供するものであり、政府の汚職の疑いが追求されたが、調査に乗り出した大学関係者が暗殺されるという事件も起きてい

いた。

一九七一年に、グアテマラ政府とエクスミバル社は正式に採掘に関する合意に至り、エクスミバル社は操業を開始したが、一九八一年にはツケル価格の低迷から操業を停止し、近年まで放置されたままであった。

【ツケル鉱山再開発の動き】

九〇年代後半にはいり、エクスミバルの認可地域周辺での他企業による探査に加えて、エクスミバルの再開発の動きも始まる。

操業を停止していたエクスミバル社が採掘認可地区

の境界線の確定作業を開始したのである。二〇〇五年にライセンスが失効する前にエクスミバル社の採掘権を更新し、売却することを目指していたのである。しかしエクスミバル社が採掘権を有する地域には既に数多くのコミュニティが国から分配を受けて正式に土地を得ていたが、その土地はコミュニティとエクスミバル社の所有地の境界線が問題となつたのである。こうしてツケル鉱山再開発の動きは、土地問題としてコミュニティの人々に発見されることとなった。

影響を受けるセリチと「コミュニティの人々は次のように訴えている。

「我々に相談することもなくコミュニティに入ることしている。政府は我々の土地であるにもかかわらず、相談もなく売り渡そうとしているのだ。」

「自分たちは子どもたちのために土地を守っていく。どこで働いてどこで生きていくのだ。みな土地で生きているのだ。」

「自分たちの問題であるにもかかわらず、決めるのはむしろ（首都）ばかりである。」

「スペインの侵略から変わらぬ。ずっと抑圧されてきている。権力についてきたものがその力を保持しようとしているのだ。自分たちの頭を靴で押さえている。」

この問題に対して、地域で活動する先住民民族支援組織「統合的開発のためのエヌトル住民アソシエーション（AEPDIE）」が支援を開始する。AEPDIEでは、鉱山

開発が地域のケクチ系マヤ民族の文化・生活を破壊すること、政府による承認は一方的に行われ、コミュニティの住民に対する情報提供がなされていないこと、この地域に居住する先住民民族の集団的な権利への侵害であり、和平協定、ILO一六九号条約にも違反していることなどを訴えてきた。

この成果として二〇〇三年一月に、フェルトバリオスの人権擁護官が、鉱山採掘権及び探査に関わる承認を一六九号条約に違反するので停止することの通達を出している。しかしこの通達が政府によって真剣に受け止められた様子はない。

何も知らない、何も相談されていない

グアテマラにおける鉱山開発は、地域住民による意志決定を経たものでも、住民との協議を経たものでもない、といったところに大きな問題を抱えている。一九九七年に施行された鉱山法は、地下資源開発に先立つ先住民民族コミュニティとの協議を明確に定めたILO一六九号条約の批准後に公布されたにも関わらず、協議の手続きに全く言及していない。そもそもこの法律がグアテマラ各地のコミュニティに伝えられることもなければ、その内容が地域の先住民民族言語に翻訳されることもない。誰も知らない間に、「正当な手続き」を経て、鉱山の採掘免許が発行されていくのである。

アフ・チキルのロマン下は同じ語。

「グアテマラの五十二年の歴史、侵略の歴史を繰り返すものである。自分たちは相談もされず、尊重もされていない。かつて起きたことと同じことが起きているのだ。外国企業が相談もなく入ってきて、政府も相談もなく進めている。同じしたやり方、手続きは憲法にも和平協定にもそして一六九号条約にも違反するものだ。だれも法律を尊重していない。力のあるものは何をせよともかまわない。そんな社会だ。」

こうした状況に危機感を強める先住民族組織は二〇〇四年一月末に「鉱業に関するマヤ民族全国大会」を開催する。約二〇の先住民族組織が参加したこの大会では、「マヤのテリトリーにおける鉱山ライセンスは外部からの新たな剝奪と侵略のシステムである」と位置づけ、先住民族「ミコニティ」の合意なき開発ライセンスを拒否することも、先住民族の「アイデンティティー」、テリトリー、権利の尊重を求めている。各地で活動をしてきた先住民族組織が鉱山開発とつ問題を中心に、全国的な連携に踏み出したのである。

ナショナルフォーラムとその帰結

二〇〇四年二月一日と二日、政府はカナダ大使館や世界銀行の後援を受けて、「鉱業に関するナショナル

フォーラム」を開催。鉱業推進のための官製会議であることが明らかなこのフォーラムでは政府は地域社会にも環境にも配慮した、責任ある鉱業を行うことを国内外に積極的にアピール（更にカナダ大使館はホームページの作成まで支援している様子である。）参加した十一の機関は合意文書も作成し、そこには参加と対話を進めるためのフォーラムの開催、情報提供、鉱業政策のための合意形成プロセスの支援などの言葉がちりばめられている。

しかし会議からわずか二〇日あまりでエクスミナル社に対して、来年失効するライセンスにかわる新しい鉱山開発ライセンスが認可され、その直後にカナダ資本のヌカイ・リソーシブズ社によるエクスミナル社の買収交渉が成立する。どこにも地域住民との対話も合意形成も存在していない。グアテマラ政府の目的は外国企業の利益しか見えていないことは明らかである。

終わりに

ベルエ政権にしてそしてその支持基盤である経済界に於いていかに外国からの投資を引き寄せるか、いかにそのための環境を整備するかが最大の課題となつている。「法治国家」はそのために存在するのである。そしてそれが文頭の事件へとつながっていく。

こうした状況下マヤ民族は自分たちの責任で自らの開発について決めていく必要に迫られている。自分たち

の「ミコニティ」そして社会を見つめながら開発の道を選び取って行かなくてはならない。

また鉱山開発とつ外から押しつけられる「開発」に対してマヤ民族の「NO」の声が地域を越えて広がりつつなかりつある。それはマヤ民族の「テリトリー」と「自己決定を求める声」となっている。

* 一 La Hora、二〇〇五年一月一日

http://www.lahora.com.gt/05/01/11/paginas/nae_3.htm#4

* 二 「ライセンスの数は認可の時期と有効期間の関係で動くが」では「エクスミナル」が「ケクチ」による数値を利用。（但し金属類に限り、砂、砂利などは除く）

* 三 国連和平検証団 第9報告書 P11、二〇〇四年八月

* 四 2004年5月27日、先住民族農民全国調整委員会「ファン・ティ・ネー」のインタビューから

* 五 Infopress Centroamericana No.1545 2004年一月一日

* 六 鉱山開発の中心地区での土地買収は相当早い段階で進んでいたものと思われる。地域の水準から見れば非常に高い金額（04000/400「E」）の買収が進められ、半数ほどがそのまま鉱山での建設労働者などとして取り込まれていた。現地インタビュー二〇〇四年一月十七日及び「Marlin Mining Project Land Acquisition Procedures, Montana Exploradora de Guatemala S.A. Feb